

最高裁秘書第2735号

平成30年7月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2446号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 決裁票（片面で3枚）
- (2) 就職情報支援サイト運用規程（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

(1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（印影、内線番号）及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号の不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

(2) 1の(2)の文書には、情報システムに関する情報であって、公にすると裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号の不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を不開示とした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

決裁・供覧

件名	就職情報サイト運用規程			文書番号
				最高裁人総第1145号
伺い文				
起案	起案日	平成29年5月22日	受付日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局人事局 総務課 制度第三係	決裁	決裁処理期限日 決裁日
	起案者	武知 晋平	施	施行処理期限日 施行日
	連絡先		行	施行先 施行者
分類名稱	大分類	(制度第三) 職員人事 (事務)		取扱上の注意
	中分類	採用試験広報		
	名称(小分類)	別紙2参照		
	秘密区分			
取扱区分	秘密期間終了日		格付け	機密性格付け
	指定事由			取扱制限
			保存	行政文書保存期間 5年
				保存期間満了時期 平成35年03月31日
決裁・供覧欄	次第のとおり			
備考				

人事局長

局付

総務課長

後藤参事官

上馬場審査官

職員任用第二係

課長補佐

制度第一係

専門官

制度第三係

決

裁

供

覽

欄

文書番号	
名称(小分類)	その他広報関係(平成29年度)
共同起案者欄	

就職情報サイト運用規程

平成29年5月26日

最高裁判所事務總局人事局長

1 目的

就職情報サイトを利用して就職活動を行う学生に対し、裁判所職員の業務説明やインターンシップに関する情報等を発信し、職業認知度を高めるとともに、裁判所職員採用試験の受験者増加を図ることを目的とする。

掲載記事は、裁判所ウェブサイトや裁判所採用フェイスブックといった、既存の採用広報ツールへの学生の誘導など、他の採用広報ツールとの相互連携を可能な限り意識したものとする。

